

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会（令和4年8月31日）議事録

<出席者>

古内新一委員、白水智委員、中村孝行委員、栗原祐子委員、福田晶子委員、吉岡朋久委員（企画政策課）、藤代健一委員（秘書広報課）、加崎仁委員（商業観光課）、木下登志子委員（鳥の博物館）、（代理）永田正三委員（文化・スポーツ課）

<文化・スポーツ課>

菊地統部長、近藤裕子係長、手嶋秀吾主任文化財主事、柏瀬拓巳主任文化財主事、今野澄玲主査（学芸員）

<千葉県教育庁 文化財課>

吉野健一指定文化財班長

【会議録】

事務局

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。令和4年度第1回我孫子市文化財保存活用地域計画協議会になります。よろしくお願いいたします。

事務局より報告がございます。本日もご出席いただいている皆様は、我孫子市文化財保存活用地域計画協議会の委員として出席いただいております。資料1の『我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱』をご覧ください。第3条には協議会の委員構成として生涯学習審議委員からと市の関係5課より課長相当職を合わせて10人以内ということで、委嘱、任命させていただきました。委嘱状はすでに各委員に資料とともにお渡しいたしました。第4条では委員の任期として「地域計画の計画期間内」としてありますが、委嘱状の任期は生涯学習審議委員の委嘱期間と合わせて3年間となっています。

続いて第6条では、会議の議長は会長が行うこととなっていますが、第5条に基づき会長と副会長を決めていただくまでの会議の進行は、事務局で務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは我孫子市情報公開条例第22条に基づき、本会を公開するにあたり、傍聴人について報告いたします。

本日は傍聴人はおりません。

会議を開催するにあたって、生涯学習部長菊地よりご挨拶申し上げます。

部長

皆様おはようございます。本年度より生涯学習部長を務めています菊地と申します。よろしくお願いいたします。

まず、令和2年度文化庁から我孫子市保存活用地域計画の認定を受け、この計画に基づいて文化財の保存活用に向けて進めていくこととなっています。計画内で問題を整理することで、昨年度は布佐南小学校に収蔵庫、誘導板の改修を県の魅力観光地魅力アップ補助金

を使用して実施することができました。また、誘導板の設置につきましてはAIRAさんの方にもご協力をいただきありがとうございます。市民との協働を目指して行いました。

昨年度、志賀直哉邸書齋修復のためにクラウドファンディングを実施し、当初の予想を超える反響があり、目標金額を上回る募金をいただくことができました。そこで、余剰分を前年度修復できなかった箇所への修復に活用し、今年度追加工事ができました。5月にはクラウドファンディングの参加者のための特別公開イベントを行い、30人の方にご参加いただき、書齋に愛着を持っていただいていることを実感しました。

イベント時には、クラウドファンディングによって我孫子から遠方にお住まいの方も気軽に参加できたというお声もいただきました。我孫子市の文化財の周知にも役立ったと感じております。

このように文化財を保存活用する計画は着実に進んでいます。今回の協議会でも文化財の活用のための我孫子遺産の取り組みをどのように進めたらよいか、委員の皆様からいろんなご意見を聞いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 では、続きまして本日は千葉県における文化財保存活用地域計画を統括されている千葉県教育庁文化課より吉野様にオブザーバーとして参加していただいております。

吉野様、一言お願いします。

吉野班長 おはようございます。県教育庁文化財課の吉野です。文化財課指定文化財班の班長です。こちらの地域計画を作る際、協議会に毎回出席させていただいています。地域計画は我孫子市が千葉県の中でいち早く認定を受けた後、続くように富里市が認定を受けました。さらに7市が取り組みを進めており、順次認定を受ける予定です。

それぞれの市が、自分たちで市のことを考え進めていただいていると、非常に嬉しく思っており、我々も各市の取り組みについて支援していきたいと考えております。本日は我孫子市さんのことについて、様々な議案があるとのことで、少しでも前に進めることができたらと思っています。本日はよろしくお願いします。

事務局 吉野様ありがとうございました。

それでは今回は本年度初めての協議会ですので協議会のメンバーのご紹介をしたいと思います。白水委員からお願いします。コロナの関係で、着座でお話をお願いします。

白水委員 中央学院大学の白水です。以前から協議会に参加しています。他の地域での経験も生かして何かの形で協力できるようにと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

栗原委員 我孫子市民活動ネットワークの栗原です。母体は就労継続支援B型、障害者支援施設で働いている一方、今日皆様にお配りさせていただきました我孫子北近隣センターだより、整備協議会の広報部長も務め、毎年1回、地域散歩という企画を行っています。その特集でい

ろいろな地区の地元の郷土史は、調べれば調べるほど楽しいので、いろんな方に伝えたいと思っています。よかったですらご覧ください。よろしく願いいたします。

中村委員 我孫子市国際交流協会の方から来ております中村と申します。前期間から引き続き、よろしく願いいたします。私の方は国際交流ということで、外国人に対するサービスになります。個人的にも文化や、まち作りにも興味がありますので何かお役に立てればと考えております。よろしく願いいたします。

福田委員 福田晶子と申します。以前は図書館の方で市民スタッフをしておりましたが、現在は近隣の公立中学校の方で学校司書をしています。図書資料の知識や、学校の教育に関して現場での経験を生かしてお役に立てたらと思っております。よろしく願いいたします。

古内委員 私の名前は古内新一と申します。4文字の中に古いと新しいが入ってますので、自分の座右の銘は「温故知新」と勝手に決めています。私は今までの4人の方と同じく、生涯学習審議員という立場です。我孫子市スポーツ協会に属し、42年間、ソフトボールをしています。もう少し文化について勉強するため、こちらにお世話になっています。

事務局 ありがとうございます。
では、次に関係各課から出席しているメンバーをご紹介します。

吉岡委員 こんにちは。企画政策課の課長補佐をしております吉岡です。
私は今年度から新たに委員になりましたが、まだまだ勉強不足の点があると思います。よろしく願いいたします。

藤代委員 秘書広報課広報室長の藤代と申します。この協議会は2年目ということで、またいろいろ学びたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

加崎委員 商業観光課の課長をしております加崎仁と申します。どうぞよろしく願いいたします。

木下委員 こんにちは。今年から鳥の博物館の館長をしています木下と申します。文化という側面で、博物館では様々な機関との連携を今後も進めてまいりたいと思います。いろいろなご助言等をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

永田委員 文化・スポーツ課課長補佐の永田と申します。本来であれば課長が参加する予定でしたが、体調を崩し私が代理で出席しました。我孫子の文化遺産を活用できるように皆さんの意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

事務局

次に事務局は近藤、手嶋、柏瀬、今野となっております。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが議題1、会長・副会長の選出をしたいと思えます。設置要綱第5条の規定により、委員の中から互選となっております。立候補される方いらっしゃいましたら、お知らせください。もし、もしよければ事務局から案を示したいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは案といたしまして、会長は古内委員、副会長には白水委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは会長・副会長につきましては、所定の席にお移りください。

では、会長副会長決まりましたので、会議の進行をお願いします。古内会長よろしくお願いたします。

古内委員

会長を仰せつかりました古内です。前回からお世話になっていますが、委員の皆様のご協力で、会議が進められていくことを願っていますので、従来に増してよろしくお願いたします。

それでは事務局の方から本日の資料の確認をお願いします。

事務局

資料の確認です。会議次第、我孫子市文化財保存活用地域計画の進捗状況、我孫子遺産の定義について以上です。お持ちでしょうか、ご確認ください。

古内委員

委員の皆様いかがでしょうか。それでは確認が終わりましたので、会議次第に従って議事を進めてまいりたいと思えます。

我孫子市文化財保存活用地域計画の進捗について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

前年度は計画の認定を受けて初めての年でしたので、この令和3年度第1回の会議では全ての進捗を表にしましたが、今回は令和4年度前期に実行している事業のみ資料に記載しています。資料2をご覧ください。今回に行っていない事業は、通年事業もしくは、まだ進行していない事業ですので、我孫子市文化財保存活用地域計画第4章をご覧ください。

では資料2について説明いたします。(1)誘導板については、前年度利用した県の魅力アップ整備事業補助金を本年度も申請し、採択を得ましたので、更新・設置を進めていきます。

内訳について3基はローマ字表記から英語表記の修正など、誘導板の内容の更新をしています。1基は傾いてしまった誘導板がありましたので、撤去し、内容を改め、新設する予定です。

説明板については、今年度1基設置をします。内容については調整中ですが、説明文の中にQRコードを入れ、市のホームページで説明を充実させる試みを初めて行います。

(2) です。データベース化導入に向けての準備では、本年度資料をデータベース化し、検索や資料提供の効率化に向けて運用できるよう準備をしています。

導入することで、計画の達成、もしくは計画を達成するための効率化を図れる事業があります。

まず、達成する事業として①(1)、計画の99ページに示されているものですが、「調査研究指定の取り組み」の中での我孫子遺産管理カルテの作成。次に計画の110ページに記されています「情報発信方法の検討」の中で、わかりやすいホームページの作成、同じページにあります「情報発信の検討」にある資料コンテンツの充実、こちらの方が達成すると考えられます。

我孫子遺産管理カルテについては、データを整えることで、その情報がカルテとして抽出することが可能になります。

また、今回データを管理することでデータの共有を許可したものに関しては、インターネット上で公開することが可能になりますので、わかりやすいホームページの作成、資料コンテンツの充実が挙げられます。

データ化が進むことで、資料の状況の把握を高効率に行うことができ、情報が共有しやすくなることから防災体制の整備、防犯体制の整備の効率化に繋がると考えています。

(3) になります。資料収蔵庫の整備です。こちら前年度、報告のとおり旧湖北支所およびヤング手賀沼跡地を収蔵庫施設として利用できないか検討しています。今年度は旧湖北支所の耐震診断を行い、問題なければ、来年度、旧湖北支所および旧ヤング手賀沼の改修工事の設計を予算要求します。

現在進行している事業についてのご報告は以上です。

令和4年度後半については、データベースが整った時点でその内容を把握し、教育普及への取り組みや、また11月には旧井上家住宅を活用してのイベントなどを企画しています。以上です。

古内委員 それでは案内がありましたのは、資料2にもありますように、一つ誘導板・説明板の設置について、二つ目が、データベースから導入に向けての準備について、三つ目が昨年度も協議した、収蔵庫の整備。以上三つの点について説明がありました。

委員の皆様については、ご意見をいただければと思いますが、栗原委員お願いします。

栗原委員 今、我孫子北まちづくり協議会では血脇守之助さんの特集を編集しています。その中で写真が欲しいのですが、今の段階では東京歯科大学の図書館に申請書を出しデータ送ってもらっているため、写真掲載に約2週間かかります。事務局からデータベース化について説

明がありました。市ホームページにある写真を掲載できるというような、簡素化にも繋がりますか。

事務局 我孫子市の資料を今後公開するにあたっては、例えば学校の授業での活用や、会報での活用については、検討していきます。今回データベースを作ることによって、掲載依頼もハードルが下げられるのではないかと考えております。

栗原委員 もう一つお聞かせください。今、回春堂さんの土地では大規模マンションを建てていますが、あちらにもいろいろな貴重な文書があったのではないかと思います。それが指定されてなければ、なかなかアプローチが難しいかと思えます。現在、市内では住み替えや世代交代で様々な文化財が失われていると思えますが、そのことに関して何かアプローチがありましたら、お知らせください。

事務局 昨年度末に我孫子遺産を知っていますかというパンフレットを作り、ご家庭や身近に眠っている文化財を紹介するパンフレットを作って配布しています。こちらの方は好評を得て、在庫が少なくなっています。今回は3地区同じ表紙でしたが、レイアウトなど変えて、来年度、同様のパンフレットを改め発信していく予定です。以上です。

栗原委員 それは文化財保護に対して市民の周知や啓発を図るということで、具体的に市で寄贈は受けていないということですね。

事務局 今回、回春堂さんの件では、お話を伺う機会が幸運にもありました。情報を得た際は、こちらにも動いています。

古内委員 他はいかがでしょうか。福田委員お願いします。

福田委員 情報発信方法について『地域計画』110ページで我孫子遺産について、冊子作成の事業計画期間が2年目から4年目となっています。これからデータベース化によってアップデートされることにより、冊子の内容についても変わりますので、作成期間が終わっても、定期的に見直すことを計画に入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 冊子として発行する年度としては3年を考えていますが、冊子を更新する際は、新しい情報を汲み上げていけるよう心がけます。ありがとうございます。

古内委員 中村委員お願いします。

中村委員 中村です。計画では2年目から教育機関との関連、学校を取り巻く環境の整備とあります。今年から学校の運営に地域の方が加わると聞きました。学校の運営には文化財だけではない教育問題があるので大変難しいと思いますが、小さいうちから地域の文化に対する関心を持ってもらうためには、大事な教育の一環と考えます。その場合に、授業以外で学校としての行事の中に文化に対する地域の特性に合った文化イベントなどが取り入れられるよう働きかけができないかと思いますが、難しいでしょうか。

事務局 歴史文化財係でも授業で話すことや、先生方に先人たちについての問い合わせサポートなどしています。

ただ、地域イベントになると私達は関わっていません。文化財管理カルテを作る中で、イベントになりうるような素材を探していきます。授業や学校行事の中に含まれ、定期的に学校生活をとおして体験できることは魅力的ですので、素材を探してPRをしていければと、お話伺って思いました。

古内委員 白水委員お願いします。

白水委員 データベース化の進捗度合いはどのぐらいまでいっているのでしょうか。

事務局 現在導入に向けて、データベースを専門にしている業者を選定します。並行して学芸員間でデータベースを作る上での方針について会議をしました。方針に基づいてデータベースの作り方を決めたので、各担当で既存のデータを整え、業者さんが秋ごろには決まった際に、データを担当ごとにアップロードしていきます。データ量がかなり多い担当もあるので、順次更新する予定です。

今年度中には事業者さんと契約し、公開対象を公開する予定です。

白水委員 そうすると、まだ今はそのデータベースの項目の検討フォーマットの検討中ということになるのでしょうか。

事務局 現在、我々で決められる分類や、単語の統一等を済ませて基本的なデータを準備しています。白水委員からご質問のあったフォーマットに関しては今後契約する業者によって変わってくると考えています。

白水委員 契約更新で業者さんが変わったとき、プラットフォームが違っていると異なる業者間の引継ぎができていくことが問題になります。汎用性のある程度、念頭に入れた方がいいのではないのでしょうか。それから日常の更新などは業者に依頼する必要がないことも重要かと思いますが、いかがですか。

事務局 今データベースの導入を検討中の業者に関しては、基本的にこちらで準備したエクセルデータをデータベースに流し込み公開します。今後新しく業者が変更される場合でも、公開したデータを我孫子市の文化・スポーツ課で統一した形式にしてエクセルデータに戻すことを想定しています。

白水委員 データ自体を融通するときの汎用性は確保できており、データを見せるフォーマットについて検討が必要であるということですね。分かりました。ありがとうございます。

古内委員 加崎委員をお願いします。

加崎委員 先ほどの進捗情報の(3)のところに「収蔵庫」があります。この収蔵庫は一般市民や観光客が見学できる施設になるのか、いつ頃から開館されるのか教えてください。

事務局 こちらが一番希望している予定をお話します。

今年度、まず耐震の診断をしました。それを受けて来年度設計、再来年度改修をし、令和7年から使用を始めたいと思っています。その際、郷土資料室が閉鎖される可能性を考慮し、ヤング手賀沼を郷土資料室として使用できないか検討しています。

もし、収蔵庫のみとなった場合は、展示を公開することは難しいと思いますが、収蔵庫に合わせて展示スペースを作ることができるのであれば、近くに公民館もあるので、生涯学習ができる複合的な施設として開放できれば理想的だと考えています。

菊地部長 生涯学習部長の菊地です。予算的な部分もあるので、今現在の中で担当課としての希望としての考え方を今お示したところです。

現在、湖北行政サービスセンターの2階の展示室につきましては、行政サービスセンターの開室にあわせて週2回しか利用できないため、展示が常設でき、利用しやすい場所を担当課としては考えています。

我孫子市内の文化遺産は膨大な古文書、民具などがありますので、現在検討している場所に全て収まるとは思っていません。学校の空き教室も借りていますが、そういった場所を活用しながら、既存の建物を使って、収蔵場所を確保しつつ、現在の展示室を別な形で開設できればと考えています。ここについては財政的な部分もありますので、企画、財政部とも十分検討して調整をしていきたいと考えております。

古内委員 今、委員からありましたように、市民に対して開放できる時期はいつからか、ということだと思います。行政サービスセンターは週2回の上、あの場所では、市民には宣伝しにくいかなと思います。

栗原委員 以前、生涯学習審議会の中で、私も同じようなことを質問したとき、今は予算がないので、全く予定はないとのことのお答えでした。ですが、今回補助金が県から出たため、その話が浮上してきたと思いました。やはりお金と事業との関連性で不確定要素が強い話と思ってお話を聞いていましたが、今のところ、県の観光地魅力アップの補助金以外に何か今後に向けて、資金のめどとがあるのですか。なければ、郷土資料館には運営費もかかるので、資金のめどが郷土資料室の実現の有無の分かれ目だと思います。

もう一つは、この地域は、昔、湖北座会さんなど、郷土の歴史について、市民の活動拠点がありました。特別支援学校にも遺跡があったり、中峠にも土器が発掘される神社があったり、一体化したゾーンとして、歴史散策プランはありますか。

事務局 計画の中でも湖北の地区の散策・回遊ルートの開発を挙げています。来年度は将門信仰に焦点を当てて回遊ルートを開発する予定です。

次に湖北小学校にあった郷土資料室以前民具が置いてありましたが、現在、民具は支援学校に仮置きさせていただいています。

仮置きであるため、収蔵庫の機能をヤング手賀沼で担えればと考えています。一番理想としてはヤング手賀沼で展示を見てもらい、周辺の小学校をはじめとして、学校教育や授業の一環で利用してもらえればと担当では思っています。

菊地部長 湖北地区公民館の脇にあるヤング手賀沼と元の湖北地区行政サービスセンターの場所については、収蔵庫として活用することを前提とした耐震診断のために予算がついてるだけであって、県・国からの何か補助金が出て、展示室となる予定ではありません。

現在ある資料室も場所を借りてるところですので、いずれ移転する可能性があります。現状行っている耐震診断は、収蔵庫のための耐震診断であって展示室のための改修工事ではございませんので、誤解のないようお願いいたします。

事務局 補助金について補足します。今回誘導板の設置に関しては県から補助金が出ています。また、文化庁からの補助金で、ソフト事業に関しては補助金出る可能性があります。今は収蔵庫としての改修工事を考えていますが、資料室を検討する際には何らかの補助金などの活用を検討しています。

栗原委員 ということは先ほどお話になられた郷土資料館の話とかは希望であり、まだ夢だという感じということですね。

菊地部長 はい、この協議会の中では夢を語ってもいい場だと思っています。皆様の方からのご意見の中で、私達も展示室の開室が週2回でいいとは全く思っておりません。終日実施することによって多くの人たちが来館でき、土日も子供たちが来られる場所が欲しいというのは、担当課としての考え方として持っています。

ただ、まずは耐震など土台をしっかりとすることが大切です。その後、収蔵庫にしても展示室にしても、活用方法によって別途改修費がかかります。財政状況等との折衝の中で内容を交渉していくことになると思います。

栗原委員 わかりました。例えば先日は根戸城址で、グリーンツーリズム・環境学習で松戸の小学生たちが来て竹を切るなど、市民の活動ともリンクしていくことが多いと思います。私達の障害者施設にも将門クッキー開発の依頼がきています、地元のキビを使ったクッキーにした場合、採算が取れるのかについて検討しています。そういったソフトの部分でお金をかけないで、市民の力を活用しながら展開していく事業はたくさんあるので、連携しながら進めていければいいなと思いました。

古内委員 前の会議でも出た運用についての話の際に、出前講座が教育委員会にあるので利用できると思います。そういうのも、今回進捗として捉えていただければと思います。他の委員さんから、この件について進捗についてありましようか。白水委員お願いします。

白水委員 このヤング手賀沼ってどういうところなんですか。

菊地部長 場所は、湖北地区公民館の同じ敷地内にあります。元々は行政サービスセンターが国道356号に面しており、空中通路で、奥側にある建物とつながっています。奥にある建物がヤング手賀沼です。ヤング手賀沼は、不登校の子などのために、教育研究所で場所を借りて居場所作りをしていましたが、漏水をしたため、漏電の恐れもあり、現在は別の小学校に移転しています。もし、ヤング手賀沼跡地を改修する場合は雨漏りや電気関係なども改修して使用します。

白水委員 ということは場所的には低湿地帯というわけではないんですか。

菊地部長 はい、場所は大丈夫です。高台にありますので、場所的には心配はないですが、ただ実際にそこに置くとすれば、温度・湿度管理、日光による紫外線など関しては十分留意した上での改修が必要になると思います。

白水委員 ありがとうございます。全然土地勘がないので、ちょっとお伺いしましたが地盤的には問題はないということですね。

古内委員 あくまで収蔵庫としてのということですので、設備としてしっかりしていればいかなと。あとは湿気、その辺は考えただいてると思いますけども。

ほかございますでしょうか。よろしいですか。

吉岡委員 企画政策担当です。収蔵庫の話が進んでいる状況で、市の考えを情報提供させていただきます。

現在、市では新設し投資するのは、難しい状況です。そのため、今持っている公共施設を運用し、長寿命化を図って、今後施設を必要としている課に利用してもらうことを前提としています。その中で文化財施設の収蔵庫の希望があり、ヤング手賀沼が空いていたので、再利用を検討できないかという流れになっています。我々の立場としても、今お話の内容のことはしっかり把握させていただいています。そのため、少しでも委員の皆様が良いと思うところの意見をお伺いできれば、それを汲み取った形でやれる範囲の中でご協力できればと考えています。

古内委員 議題の3番目になります、我孫子遺産の定義についてということで協議を進めてまいりたいと思います。まず提案をお願いします。

事務局 資料3に移らせていただきます。我孫子市文化財保存活用地域計画では、我孫子遺産という言葉を作り、文化財の周知を進めようと考えています。

今回、この我孫子遺産をどのように捉えて運用していくか、また、PR方法について委員の皆様からご意見をいただければと思います。

ご意見をいただく前に一度文化財の定義についてご説明いたします。まずはこちら計画の我孫子市文化財保存活用地域計画3ページをご覧ください。3ページには、文化財保護法第2条における文化財は、建造物、絵画などの有形文化財、演奏家、舞踊家など技を持つ人間国宝などと言われている無形文化財、祭りやその道具など、その土地特有の風俗習慣の有形無形の民俗文化財、遺跡名勝地などの記念物、文化的景観町並みなどの伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財を保存するための技術があります。

4ページ、図3でもお示ししていますが、併せて資料3の2ページ目、文化庁が出しているわが国の文化財保護の体系図もあわせてご覧ください。その図のように文化財保護法における文化財という枠組みがなされています。これらの種別に分けて指定された文化財が文化財保護法における文化財となっています。

しかし、我孫子市には指定されていない、また、この体系図の中に入っていないものの、我孫子の歴史を語る上で必要な大切なもの、価値のあるものが数多くあります。そこで、本計画では我孫子遺産という概念を新たに設定しました。

あわせて指定文化財という枠組みの中で、国として登録文化財という、指定よりも緩やかな文化保護文化財保護を行っていくような方針も出ています。今までは国登録文化財は有形のみで、しかも建造物という枠組みでしたが、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響で民俗芸能の継続・継承が危ぶまれる中、その範囲が広がって無形有形民俗文化財の登録制度が適用されることになっています。

我孫子市では文化財の指定に関する法令があります。こちらは資料3の補足資料と参考資料の方として指定文化財のことが挙げられています。

現在、我孫子市には登録制度や、我孫子遺産について法令がありません。簡単ですが資料3において、我孫子市においての指定文化財への流れをお示ししました。説明いたしますと、まず指定文化財の場合は市の打診、もしくは所有者からの申請により、指定文化財にしたいという申請があります。そうしたものに対して文化財審議会でその内容について簡単にご説明し、文化財指定候補のリストに登録して良いかを審議会に諮ります。

その後、資料を整え、審議会委員に調書の作成を依頼することが妥当か、指定文化財になり得るかということについて審議会で審議をお願いしています。調書のための資料が整っていると判断された場合、調書の作成を委員に依頼し、行政側からの諮問委員会での聴取をもとにした審議会で指定文化財として妥当である旨の答申をしていただき、教育委員会で決定して指定文化財となります。

なお、参考までに文化財審議会の委員は資料3参考資料1にあります、文化財保護に関する条例第18条、第22条で決められています。現在同条例では、我孫子市には指定文化財の規定のみとなっているため、登録制度はありません。

指定文化財とでは登録文化財の違いは一体どういうことなのかということは、資料3の(2)に記載しています。

指定文化財については補助が手厚い分、行政からの管理が厳しいものになっているので、何か現状変更などがある場合は必ず届け出るなど、厳しい規定の中で管理していただくことになっています。

逆に登録文化財については活用に重きを置いているため、補助はあまり期待できませんが、改修工事などについては緩やかな制限になっています。

我孫子遺産の定義を考える際、他の自治体で〇〇遺産と出しているところが全国でもいくつかあったので、表1でお示ししました。

運用している市は、文化財保存活用地域計画を策定する以前に作った計画に基づいて、遺産認定制度というものを制定しています。これは要綱で指定しているところが多いです。

浜松市については『浜松市文化財保存活用地域計画』で一番新しく認定制度というものを作っていますが、「未指定の文化財を把握する手段として市の認定文化財制度を活用しているこの制度は平成28年度に創出したもので、市の要綱に基づき、毎年度、一定の期間を設け、市民団体等及び市文化財保護審議会委員から認定文化財候補の推薦を求めるものである。市の認定文化財制度は、導入してから歴史が浅く、未指定文化財を網羅的に把握する上で課題も多い。具体的には文化財としての価値の検討が不十分であること、現状確認が体系的になされていないこと、所有者に管理等に関する事務手続き上の情報が十分にいきわたっていないこと」が挙げられています。

併せて、未指定文化財は浜松市では指定や登録認定等を経ない未指定文化財について現状の把握が進んでいないということが課題として挙がっているため、認定制度の他に未指定文化財の枠組みがあるようです。

次に白岡市では今回文化財保護活用地域計画を策定する上で、白岡遺産と称していません。こちらは我孫子遺産のイメージと同じで、みんなが大切だと思ふものを文化財として扱うという定義立てをし、計画の中で今後白岡遺産というものを作っていきたいとしています。

その認定制度についてはワークショップなどを通して市民とともに白岡遺産を探し、認定していく体制を計画されているということです。

現在〇〇遺産として認定されている資料の例をご紹介しますと、例えば浜松市では句碑、浜松風の紙型や風絵、古いおみくじ箱、行事、お祭りなどが挙げられます。松本市では、物語を一つ地域に作り、その物語をする構成要素として大切なものとされる地蔵様やお堂、お祭りといった形を一体として松本遺産としています。

地域によって個別の遺産の作り方っていうのが違っているほか、それによつてのPR方法というのも変わっていることがわかります。

我孫子遺産を運用するにあたり、係としては我孫子遺産に関しては計画の53ページにある表が全て我孫子遺産としているので、まず、こちらで把握しているものに関しては自動的に我孫子遺産となる状況であるため、先ほどお話しましたデータベースに登録されたものから順次、我孫子遺産として発信することができるのではないかと考えています。

計画に基づき、データベースに登録された文化財を我孫子遺産として、PRしていきと考えてはいますが、それとは別に我孫子遺産を、他の市町村では、要綱に基づいて枠組みを作っているため、我孫子遺産登録制度というのを設けた方が良いのかとも考えています。

我孫子市としては、我孫子遺産でPRするために所有者の方にお願ひし、同意が取れた上で気軽に申請していただき、登録の制度を新たに作つて我孫子遺産の登録増やす方向で担当としては考えております。

以上を踏まえて、我孫子遺産をPRと文化財の活用につなげていければ良いかを委員の皆様にご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局から補足します。今回の我孫子遺産の定義について情報を整理します。現在、市町村で文化財といひますと、指定文化財を指し、今説明があつた手順で指定とすることがあります。

それ以外にも我孫子市には大切なもの、歴史的に重要なものはたくさんあると係では考えているため、指定になっていない文化財についても、保存や活用できるように、地域計画の中で我孫子遺産という言葉を新しく作り、指定されていないものを網羅的に幅広く文化財として考えるために、計画の中で我孫子遺産を設定しました。

その中で、この計画を作っている段階で国の方から新しく指定文化財よりも一つランクを下げた少し緩やかな登録文化財という制度を市町村も作つていいという登録文化財の制度が新しくできました。

地域計画の中では、我孫子遺産を幅広く考えて全て我孫子遺産という大きな枠組みで考えておりましたが、計画策定後、新たに指定文化財よりも、簡単に登録ができ、広報活動

にも使える登録文化財という制度が新しく出てきたというところで、我孫子遺産を改めて、どのような範囲で定義すれば良いのか係でも迷っていたところです。

登録文化財の制度についてはまだ我孫子市にはなく、これから検討していきたいと考えていますが、現在係としては我孫子遺産の定義を元々その計画の53ページにあるように非常に幅広く捉えたいと考えております。

資料にお示ししている他の自治体の状況ですが、これに関しては登録文化財に近いものかと我々では考えております。我孫子遺産をこの表に並べていますが、こういった認定・所有者の同意が必要なものはどちらかと言えば登録文化財であって、我孫子遺産では認定、指定文化財の審議にかけずに全て我孫子遺産と認識したいと考えています。

委員の皆様にご意見いただきたい部分としましては主に広報活動です。我孫子遺産の中で所有者の方の同意が取れないと、我孫子遺産として発信しづらくなってしまおうと考えておりますので、我孫子遺産は全て我孫子遺産であるが、発信するものは所有者の方の同意の取れたものと考えているところであります。広報に関してのご意見いただければありがたいと考えております。

古内委員 登録文化財と指定文化財、その絡みも含めながら我孫子市民に広報活動という意味で皆さんのご意見をいただければと思っております。

我孫子遺産について属性が五つほどありましたが、無形有形民俗も含めるといかがでしょうか。

白水委員 要するに我孫子遺産という枠が一番広く、その中で指定文化財は全部我孫子遺産に入るわけですね。指定文化財は入るとその枠の中で、登録文化財の制度はないけれども、これはいずれ作るということなんでしょうか。

作るとすればそれも我孫子遺産の中に入る。しかし登録文化財の枠は我孫子遺産とは違うということなんでしょうか。

登録文化財よりも我孫子遺産の方がさらに広いものを想定しているということなんでしょうか。

事務局 はい、そのとおりです。

白水委員 そうするとその登録文化財と我孫子遺産はどう違うか。登録文化財制度も上から作るとすれば、イコールにしてしまえば一番簡単ですけど、それでは都合の悪い部分がどこところなのかを教えてください。

事務局 ご質問ありがとうございます。まずイメージとして、当計画の4ページをご覧ください。我孫子遺産の大きな円の中に、指定文化財があります。その間に登録文化財という指定の

次の枠組みがあり、最終的に我孫子遺産の広さになっていく。丸と丸の間に丸がもう1個入ってくるイメージであるため、我孫子遺産と登録制度を分けたいと考えています。

国の登録文化財も一部補助金を使えることがありますが、市を通してでないとその補助金が認定できないため、現在ある補助金は資料3、参考資料2で示している我孫子市の補助金であり、我孫子市文化財保護補助金交付要綱は全て指定文化財が対象です。

登録制度を作っても、なおかつ枠組みに入らないが大切なものを我孫子遺産にしていきたいと考えています。

白水委員 市としての登録文化財の制度をその国の登録文化財の制度と何かリンクさせる形で作るような構想はあるのでしょうか。

事務局 現時点で我孫子市として登録文化財の制度を設定しようという具体的な動きというものはありません。ただ国が登録文化財制度を作ってそこに補助金が出るというような形になった中で、今後の市の登録制度を作った場合、市の登録文化財にも補助金が出る可能性もあります。補助金が出て文化財の活用が図れるのであれば、市の登録文化財制度を作る価値があるのではないかと係では考えております。

その場合、制度上、登録文化財、認定には所有者の同意が必要になるので、我孫子遺産は計画でうたっていた範囲より狭めざるを得ないと考えています。

白水委員 そうすると補助金の有無で登録文化財の制度等、我孫子遺産には違いが出てくる可能性があるということなんですかね。

事務局 はい、そういうことになります。

古内委員 吉野様お願いします。

吉野班長 ありがとうございます。参考までに千葉県状況についてお話をさせていただきます。先ほどのご説明にありましたように、文化財保護法が改正されまして、今年の4月から地方でも登録制度を始めていいと文化庁が決めました。それに基づいて千葉県も登録文化財の制度を4月1日から始めました。そして今市町村の皆さんに候補を募集しています。

今事務局から、補助金のお話がありましたが、千葉県は今のところ登録文化財に補助金を出すつもりは一切ありません。

では、制度を作った理由については、文化財裾野を広げたいためです。先ほども事務局から説明ありましたが、指定になりますと、条例あるいは法に基づいて規制・制限が加わり、所有者の方が自由に管理できなくなることが原因で皆さん指定を敬遠します。

その一方で、登録は国登録であっても登録の範囲の全体の3分の1以内の変更であれば手続きは不要だとか、外見が残っていれば内装を改修しても問題ないといった形で非常緩や

かな規制になっており、県も準用し、融通を利かせることにより、登録の同意を得るとい
う状況です。

また、国は最近登録有形文化財に補助金を出しますが、これは地域計画の中で、市が行
う事業については補助金出す、あるいは市が国からの間接補助によって、市がその所有者
に対して補助をする形です。

先ほど白水先生の登録文化財と我孫子遺産とで何が違うのかという質問への回答です
が、我孫子遺産というまとまりを作るかを考えたとき、地元の方々からの推薦があると思
います。今までの指定・登録は事務局、あるいは専門家の考えで選ぶことが多いと思いま
すが、我孫子遺産の場合、市民の方々から地元で大事なことを挙げてもらうことが、専門
家と違う観点となります。これが大事だと思います。

文化財の指定・登録では50年以上となっていますが、10年ぐらいのものでも大事な地域
の宝というもきつとあると思います。専門家は予想しない何かが、地元の人たちが本当に
大事にしたいものなのでは。そういうものが見つかって行政が汲み上げていくと、もっと
地元の人たちの繋がりができると最近思っています。うまく繋がると相乗効果が生まれる
いい制度になると思っております。以上です。

古内委員 ありがとうございます。白水委員意見ありますか。

白水委員 そうすると、今の段階では登録文化財はあまり考えない方がわかりやすいですね。一応
整理上は指定文化財があって、指定文化財は我孫子遺産には入るということは確実なの
で、それ以外の文化財の取扱いの検討になります。

吉野さんが文化財の専門家の視点とは違うものがあると話された例としては、どこかの
丘から眺める綺麗な夕焼けも我孫子遺産になりますか。そういうものが、盛り上がると思
うので、広い枠組みで考える方がよいと思います。また、それは認定とか審査には馴染ま
ないものも出てくると思います。そうすると先程の登録文化財は置いておいて、考えた方
がいいということですね。

古内委員 中村委員、お願いします。

中村委員 計画を作るとき、我孫子遺産という言葉が入ってきて、最初に感じたのは、世界遺産に
対する我孫子遺産という範疇で捉えたんですね。

これは世界に対する我孫子版、地元版ということですがけれども、当然遺産ですから今回
作られた計画の中で、文化財の中から選ばれるっていうのは当然かと思うんです。

あと先程あったように住民の視点から考えた方がいいと、私は最初から思っていました
。世界遺産も、住民が大事に保存してきたもので、後世に引き継がれてきたものの方がい
いというようなものが選ばれていますので、同様に考えた方がいいのかと。

補助金の問題もありますが、それよりむしろそこに住んでいる人たちが大事だと思ったことの方を残した方がいいと思います。選び方についてですが、先程説明されたように、一つの基準のようなものを設けて選ぶというのがいいと思います。

文化財をすぐに我孫子遺産と短絡的に考え、全て最初から我孫子遺産では意味がない。また、我孫子は「ものがたり」という視点で計画を作成していますので、物語性を重視することが大切だと思います。ものがたりと関連付けて選ぶ。大事なものは、住民が一つの運動体として、それからから観光として生かせればいいと思います。

古内委員 栗原委員お願いします。

栗原委員 3年前ぐらいから広報の編集の仕方がガラッと変わり、我孫子の魅力発信などJCOMの番組にも提供し、各方面で我孫子の魅力を発信する活動を意識的に行っているように思います。その中で、文化財も我孫子の魅力・歴史に関して絡んでくる話もたくさんあると思いますが、その点どのようなお考えから発信されてるのかお聞きしたいです。

藤代委員 前回、会議のときお配りいただきました我孫子遺産のマップを広報に見開きで特集を組むなど紙媒体ではしていますが、魅力発信室としてメディアに大きな宣伝はしていませんが、プレスリリースをして広く報道提供しようとしています。例えば、文化・スポーツ課から、市内の城を取り上げて作られた御城印の発売や、水戸道・成田道追分の説明板設置などが挙げられます。

観光面では、根戸地区ですと手賀沼ファームのすぐそばに根戸城がありますので、そのような資源の発信方法を様々な担当課と話し合い考えていきたいと思っています。

加崎委員 先ほど一つの事例として、夕日を見る場所となると、これは私達がやってる観光の分野まで広がってしまうと思いますが、本当にそれでいいのか事務局に確認したいです。要は、文化財の登録ではなく、市民の方が良いと思った場所になると、観光の一つではないでしょうか。要は手賀沼の夕日が綺麗であるとか、手賀沼の綺麗であることも文化財としての登録に値するものですか。

事務局 計画の4ページに我孫子遺産の定義があります。我孫子遺産とは我孫子の歴史を語る上で必要な事象全になります。例えば昔話、方言は文化財と考えられていませんが、そういったものこそ地域にとって大切です。景観も一緒に、手賀沼という景観は我孫子市にとって大切に特徴を示すものだと思います。

我孫子ならではの風景は我孫子遺産になり発信する際、許可を取る相手を見つけるのが難しいですが、公園など公共の場所からの撮影した風景などから我孫子遺産として発信していきたいと思っています。我孫子のいいところを発信することに関しては、『計画』の

中でも、観光との連携を謳っているので、我孫子遺産のPRについても連携していければと考えています。

吉野班長 先ほど景観が文化財なのかというご質問について、お手元の文化庁の図を見ていただくと文化的景観があります。棚田・里山・用水路等と書いてありますが、要は人間関わった風景を文化財として評価するということです。景観も文化財の中にあります。あるいは記念物の中にある名勝も、山・川・溪谷といった地形を指定して評価しているので、景観も立派な文化財です。こうなると、あらゆるものが文化財になるのが、文化財保護の制度になります。逆に文化財でないものを探す方が大変だと私は思っています。

木下委員 私の意見としては、我孫子遺産はとっても耳に入ってきやすい言葉だと思います。ただ、今皆さんのご意見を聞いて、逆に我孫子遺産はわかりづらいと思いました。基準はここにも示されていますが、もう少し基準は作り込んだ方が良いと思います。古文書・美術工芸品等、今後も文化財は出てくるとは思いますし、逆に外した方がいいと思う文化財も出てくるとは思います。選択するときの基準が必要になるとは思います。また、この我孫子遺産は地域の皆さんで支えていく必要があります。そのためには、やはり活用するなどして広く我孫子遺産をアピールしていくことが大切だと思います。その際、例えばロゴマーク等、我孫子遺産とすぐわかる工夫が今後必要だと思います。

古内委員 はい、ありがとうございます。福田委員お願いします。

福田委員 子供たちに「我孫子遺産とは、どれを言うの？」と聞かれたとき、明確に答えられる基準が欠けていると思います。さっき全てと言われましたけれども、「全て」は子供たちにとってイメージが難しいです。また、『計画』の54ページの我孫子遺産の特徴と属性、53ページの表は、行政が把握している件数を分類しただけであって、基準とは言えないと思います。皆さんのお話のとおり、ある程度の基準・定義の明文化をお願いします。

加崎委員 商業観光課ではアビシルベという情報発信基地があり、そこで先日、我孫子の隠れた観光スポットやふるさと産品について、市民に対してアンケートを取りました。文字を見ると、ふるさと産品=現在のもの、我孫子「遺産」=過去という印象ですが、我孫子遺産は現在の景色なども入るとなると、ふるさと産品と我孫子遺産との線引きが難しいため、情報発信の際、現場サイドや受け手側に混乱を招くと思われるので、先程から協議されている、この我孫子遺産についての基準をある程度作る必要があると感じました。

藤代委員 『計画』に載ってる我孫子遺産は全部で約1万3000件あります。我孫子遺産として図30のとおりとありますので、まずはこの我孫子遺産をどのように情報発信していくかを決めた方がいいのかなと個人的に思いました。

事務局 『計画』の53ページ我孫子遺産の情報発信についてですが、何度かお話ししました我孫子遺産管理カルテの導入を検討しています。データベース化してインターネット上で公開という方法も検討していますので、少なくとも『計画』に載っています我孫子遺産に関しては情報発信していきたいと考えています。

栗原委員 協議会の目的はルールを作り以外にも、皆さんで意見交換し、今後の我孫子をどうするか、どう新しいものを生み出すか、どのように市民が参加するか、価値観をどのように共有するかなどを話し合うのがあるべき姿だと思います。関係する課長さんが出席しているので、新しいものを市民と一緒に生み出す一つのステップになれば本当に価値ある話し合いだと思います。ルール作りと共に、菊地部長の意見のように、夢を語る場所でもいいと思います。

我孫子市で商業地、工業地の誘致等が難しい中で、これをきっかけに我孫子の活性化を模索して、インバウンドを増やすことに関しては、非常に重要なテーマだと思います。この課題やこの地域の魅力を、どう市民が自覚して、自分のものと受け取って発信して、参画していくかの土壌を作るには、教育委員会だけの力では限りがありますので、各方面から共有した価値観のもと、各担当ができることを発案し、我孫子市全体で動く必要があります。地域の発信力を上げ、我孫子の財政も強化していく中で、たくさんの市民を巻き込み活動を展開しなければ、福祉の面でも、文化の面でも、財政の面でも非常に危機的状況だと認識しているので、この時間を建設的に次のビジョンを出せる場にしていただきたいと思います。

白水委員 「文化財とは、何か」について、私は震災で被災した地域で文化財レスキューを続けている中で気が付いたのは、文化財は地域自慢だということです。中の方は、人が来たら見て欲しい「家にはこれがあるよ」と、言える。要するに自慢できるもの、自分たちの地域に誇りを持てるものが文化財です。つまりは観光と一体なのです。ですから「八景」とよくありますが、景観も含めて文化財になりますので、我孫子遺産は市民の肌感覚で自慢したいと言えるようなものだと思います。そうすると、それは盛り上がりにつながるので地域活性化に非常に寄与すると考えられるため、枠組みは広い方がいいです。データベース化という事務的な点からも、あるいは発信の点からも、我孫子遺産の枠組みは緩く、認定が必要だと思います。そのためには何らかの定義が必要です。その枠組みの内容についての議論が必要ですが、今日は時間がないので、多分これは継続審議になると思いますが、今日のところはまずは共有できればいいと思います。

古内委員 先日、平和の式典に参加してきました。そのイベントで灯ろう流しがあり「我孫子は文化の故郷」って書きました。皆さんと勉強している成果がちょっとでも表れたと、自画自賛したところです。今日はお忙しい中、たくさんの方が集まっただき、意見をいただきました。最後、永田補佐からお願いします。

- 永田委員 本日は貴重なご意見いただきましてありがとうございました。
まだまだ眠っている我孫子遺産がたくさんあると感じましたし、地元の方々しか知らないものがたくさんある。そういうものを私達が把握し、活かし、交流人口の拡大、たくさんの方から見てもらえるような、そういう政策を打つ必要があると思います。
その政策を打つにも財源が必要なので、企画の方に協力いただきながら、進めていければと思います。今日はどうもありがとうございました。
- 古内委員 事務局からの連絡をお願いします。
- 事務局 連絡事項になります。次回の会議については今年度の進捗などを含めまして、3月に開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 古内委員 それでは以上です。第1回の我孫子市文化財保存活用地域計画協議会を終了したいと思います。今日はありがとうございました。